

市有地売払いの案内

市では下記により、市有の財産を売り払います。

記

1 売払物件の種類

土地

2 売払物件の物件番号、所在地、地目、地積、売払価格及び契約保証金（その他情報については、別添物件調書のとおりとなります。）

物件番号	所在地	地目	地積 (㎡)	売払価格 (円)	契約 保証金 (円)
R4-1	和井内第17地割 47番6	宅地	309.99 (実測 同じ)	619,000	30,950
R4-2	和井内第17地割 47番7	宅地	322.38 (実測 同じ)	644,000	32,200
R4-3	和井内第17地割 47番18	宅地	324.49 (実測 同じ)	648,000	32,400
R4-4	和井内第17地割 47番22	宅地	584.76 (実測 同じ)	1,169,000	58,450
R4-5	和井内第17地割 47番23	宅地	432.99 (実測 同じ)	865,000	43,250

3 売払いの方法

先着順により買受者を決定します。

4 売払いを受ける方に必要な資格

個人又は法人とし、以下の条件に該当しない者。

- (1) 公有財産の事務に従事する市の職員。
- (2) 法人等の役員等が暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有している者。
- (3) 成年被後見人、被保佐人等契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者。
- (4) 国税及び地方税等を滞納している者。
- (5) 宗教活動、政治活動に利用する目的の者。

5 売払いの申請

(1) この売払いを希望する方は、売払申請書（以下「申請書」という。）を提出していただきます。

(2) 申請書の交付

申請書は令和5年1月16日（月）から、土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間、宮古市総務部契約管財課管財係において交付します。

また、市のホームページにおいては、令和5年1月15日（日）からダウンロードできます。

(3) 申請書の受付

期 間：令和5年1月20日（金）以降、閉庁日を除く日の午前9時から午後5時まで、随時受け付け。

場 所：宮古市総務部契約管財課管財係（宮古市役所3階）

提出書類：ア 土地売払申請書

イ 住民票（法人にあつては法人の登記簿謄本）

ウ 身分証明書（個人のみ。宮古市に本籍のある方は市役所1階総合窓口課にて、1通300円で交付します。）

エ 委任状（代理人を定めるときのみ）

オ 申請者の印鑑証明書（代理人を定めるときのみ）

カ 代理人の身分証明書（代理人を定めるときのみ）

キ 誓約書

ク 申請者の最新1カ年分の納税証明書

- ・下表の該当するすべての国税及び地方税について未納がないことを証明する書類

国税	法人税、消費税及び地方消費税、所得税
都道府県税	法人都道府県民税、法人事業税、都道府県民税
市区町村税	法人市区町村民税、市区町村民税、固定資産税、国民健康保険税

提出方法：契約管財課へ持参又は郵送等により送付してください。

提出書類に不備・誤記があつた場合は、受付しませんので、郵送等により提出する場合は、十分確認した後送付してください。

（郵送等により書類提出を行う場合は、提出書類の不備・誤記等の確認のため、ファックス又は電子メールにて事前に内容確認を行うことを推奨します。（事前に電話にて相談してください。）

6 契約の相手方の決定

申請書に記載された本人又は本人が定めた代理人の資格を確認し、申請書及び提出書類にて契約の相手方を決定し、売払決定通知書を交付します。

7 契約の相手方となるべき者が複数となつた場合の契約の相手方の決定

同じ日に契約の相手方となるべき方が複数となつた場合は、後日抽選によって、契約の相手方を決定します。

抽選する場合において、抽選日当日に契約の相手方となるべき方が来ることができないときは、これに代わって、委任した代理人を抽選に参加させることができます。

8 契約金額及び契約書の作成

売却価格を契約金額とし、売払い決定通知の日から直ちに契約を締結します。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額を、現金により契約の締結と同時に納付してください。ただし、契約の締結と同時に契約金額を全額納付する場合はこの限りではありません。
- (2) 契約保証金は、売買代金の一部に充当することができます。
- (3) 契約保証金には、利子は付きません。

10 契約の不履行等

契約締結後、契約者の責めに帰すべき理由により契約が解除されたときは、上記9の契約保証金は市に帰属します。

11 代金の納入方法

代金は、契約締結の日から納入期限内(30日以内)に所定の納入用紙で納入してください。

12 物件の引渡し

現状のまま引き渡します。

13 所有権の移転時期

売払い物件の所有権は、売買代金を完納した時に移転するものとします。

14 契約者の譲渡制限

契約者は、所有権登記前に、権利義務を第三者に譲渡することはできません。

15 その他

- (1) 提出する書類等に要する費用は、申請者の負担となります。
- (2) 提出された書類等は返却しません。
- (3) 売払申請者は、物件等を熟知のうえ参加してください。
- (4) 登記に要する費用は契約者の負担となります。
- (5) 地価動向の反映や土地利用方針の変更等のため、売却条件の変更や売却の中止を行う場合があります。

〔問い合わせ先〕

宮古市総務部契約管財課管財係（宮古市役所3階）

電話 0193-68-9069

ファックス 0193-63-9123